

内閣府 公益認定等委員会事務局 政策企画調査官等(非常勤の一般職国家公務員)の募集について

内閣府 公益認定等委員会事務局では、政策企画調査官等の募集を下記により行います。

1. 採用予定官職

政策企画調査官、上席政策調査員又は政策調査員

2. 業務内容

公益認定等委員会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、公益認定等に関する審議を行うとともに、認定後の公益法人・公益信託等の監督を行います。

また、公益認定等委員会事務局のすべての職員が、内閣府公益法人行政担当室員に併任され、公益法人・公益信託制度の所管及び改革推進、公益認定法・公益信託法における行政庁としての内閣総理大臣の事務(公益認定処分等)の処理等を行っています。

3. 職務内容

相談等業務

法人からの公益認定の申請書類、定期提出書類(財務諸表等)及び変更認定申請・変更届出等の書類に係る電話相談(質問)対応等の業務 等

4. 採用予定者数

1名

5. 応募資格

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、財務会計もしくは顧客対応(CS(Customer Support)部署等)に関する専門的知識及び5年以上の実務経験を有する者を原則とします。(ただし、利害関係を有する職業との兼業は不可。)

なお、以下に該当する者は応募できません。

① 日本国籍を有しない者

② 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者

・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因と

するもの以外)

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和8年12月1日

(2) 雇用期間

採用日から令和9年3月31日まで

勤務状況等により更新の可能性あり

7. 給与等

(1) 日給

政策企画調査官 17,800円

上席政策調査員 13,100円

政策調査員 10,900円

※資格、経験、業績等により上記のいずれかに格付け

※給与法改正により日給が変更となる場合あり

※給与は、原則翌月16日に支給

(2) その他

・通勤手当支給(実費、1か月当たり上限150,000円)※マイカー通勤不可

・雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険及び介護保険適用は加入要件に従う

・賞与、昇給なし

※給与法改正により変更となる場合あり

8. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤の一般職国家公務員)

9. 勤務時間・休日・休暇

(1) 勤務日

原則週5日

(2) 勤務時間

1日5時間45分

(原則として午前10時00分から正午及び午後1時00分から午後4時45分)

(3) 休日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 休暇

年次休暇 10日(週5日勤務の場合)(一定の条件満たした場合、半年経過後に付与。)

10. 勤務地

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

【最寄駅】

東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩2分

東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」より徒歩5分

11. 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書(市販の用紙で可。写真を貼付し、学歴・職歴・資格や応募の動機等必要事項を詳細に記載してください。)
- ・職務経歴書(これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
様式自由、A4判横書き)
- ・5の応募資格を満たすことを証明できるものの写し1部(卒業証明・認定書等)

(2) 提出方法・応募締切

郵送(封筒表面に「**政策企画調査官等(相談関係)応募書類在中**」と朱書)

令和8年10月28日(水)必着

※選考は、応募のための書類が届き次第、随時行います。

(3) 提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

内閣府 公益認定等委員会事務局 松木 宛

12. 選考方法

書類審査(1次選考)の上、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、面接の日時、場所等をご連絡いたします。(面接は書類が届き次第順次行います)

日中の連絡先(携帯電話番号やメールアドレス等)を必ず履歴書に記載してください。

なお、応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

13. その他

採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしておりますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

14. 問い合わせ先

内閣府 公益認定等委員会事務局 担当: 松木

電話: 03-5403-9522